

修学支援制度申請のための提出書類について

■全員提出するものは、つぎの①～⑤です。⑥については、該当する場合提出してください。

①中国学園修学支援制度申請書一式（申請書No1・申請理由書No2・推薦書No3）

②世帯全員の住民票（コピー）

※申請者本人の現住所が住民票の住所と異なる場合は、「アパート契約書」「入寮許可書」を提出してください。

③家計の収入を証明する書類

- 給与所得者（パートを含む）：令和元年分給与所得の源泉徴収票 コピー
- 商・工・林・水・農業所得者：令和元年分所得税の確定申告書のコピー
- 事業・配当・不動産・雑所得者：令和元年分所得税の確定申告書のコピー
- 年金・恩給を受給している場合：公的年金支払い通知書（最新）のコピー
- 失業給付金を受けている場合：雇用保険受給資格証のコピー
- 生活保護を受けている場合：保護決定通知書等のコピー
- 児童扶養手当・児童扶養手当を受けている場合：児童扶養手当・児童扶養手当証書のコピー等
- 無収入の場合：非課税証明書

※家計支持者は、上記のいずれか該当するものを提出すること。

※令和元年度の証明書が取得出来ない場合は、平成30年度分でも可。

④成績証明書

- 学部・短大1年生は、高校の調査書。→ 出身校から取り寄せてください。
- 学部・短大2年生以上は、大学で最新の成績証明書。→ 証明書自動発行機で取得してください。

⑤直近6ヶ月の家計の急変、アルバイト等収入の減少が分かる書類

- 収入の明細書や通帳の写し（2ヶ月分で減少が分かるもの）

⑥特別控除等に関する証明書類

以下に該当する場合には、必要な書類を添付すること。

- 障がい者がいる世帯：障がい者手帳のコピー
- 長期療養者がいる世帯：医師の診断書および治療費・薬代等領収書のコピー
- 主たる家計支持者が病気または死亡した世帯（1年以内）：住民票のコピー等
- 火災・風水害の被災世帯（1年以内）：罹災証明書 コピー
- その他

※その他については学生課にご相談ください。

■注意点

学科担任の先生に推薦書類を依頼するときには、すべての提出用書類を整えた後、申し出てください。その後、先生の指示にしたがって、学生課に期限厳守で提出してください。